

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 熊本市漁港管理条例(平成 2 年条例第 90 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 15 条及び第 17 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成 23 年条例第 86 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 22 号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 34 号)の施行による漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)の一部改正に

伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。